

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

佐賀県公安委員会委員長 牛 島 英 人

佐賀県公安委員会規則第2号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(交通企画課)</p> <p>第19条 略</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第26条 略</p> <p><u>2</u> 警備第二課に、警察航空隊を置く。</p> <p>(1) 警察航空隊は、<u>前項第6号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p>(交通企画課)</p> <p>第19条 略</p> <p><u>2</u> 交通企画課に、<u>交通安全企画官を置くことができる。</u></p> <p>(1) <u>交通安全企画官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>(2) <u>交通安全企画官は、命を受け、前項第1号から第7号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(警備第二課)</p> <p>第26条 略</p> <p><u>2</u> 警備第二課に、<u>警衛・警護室を置く。</u></p> <p>(1) <u>警衛・警護室は、前項第4号及び第5号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(2) <u>警衛・警護室に、室長を置く。</u></p> <p>(3) <u>室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>(4) <u>室長は、命を受け、警衛・警護室の事務を掌理する。</u></p> <p><u>3</u> 警備第二課に、警察航空隊を置く。</p> <p>(1) 警察航空隊は、<u>第1項第6号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>4</u> 略</p>

改正前	改正後																																						
<p>(警衛警備対策課)</p> <p>第26条の2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>別表第1の3の表中「佐賀郡川副町大字犬井道」とあるのは、平成10年3月25日から同年4月30日までの間は、「佐賀郡諸富町大字諸富津」とする。</u></p> <p>別表第2 (第39条関係)</p> <p>1 交番</p> <table border="1" data-bbox="226 879 1099 1369"> <thead> <tr> <th>所属警察署</th> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">佐賀県佐賀南警察署</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸富〃</td> <td>〃 諸富町大字諸富津</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>〃 伊万里警察署</td> <td>伊万里中央交番</td> <td>略</td> <td>伊万里市のうち、伊万里町甲、伊万里町乙、新天町(新田川右岸)、二里町(大里甲、八谷搦)、脇田町(栄町、陣内、弁天団地)、立</td> </tr> </tbody> </table>	所属警察署	名称	位置	所管区	佐賀県佐賀南警察署	略			諸富〃	〃 諸富町大字諸富津	略	略				〃 伊万里警察署	伊万里中央交番	略	伊万里市のうち、伊万里町甲、伊万里町乙、新天町(新田川右岸)、二里町(大里甲、八谷搦)、脇田町(栄町、陣内、弁天団地)、立	<p>(警衛警備対策課)</p> <p>第26条の2 略</p> <p>2 <u>警衛警備対策課に、警衛警備対策官を置くことができる。</u></p> <p>(1) <u>警衛警備対策官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>(2) <u>警衛警備対策官は、命を受け、前項各号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>附 則</p> <p>略</p> <p>別表第2 (第39条関係)</p> <p>1 交番</p> <table border="1" data-bbox="1153 879 2027 1369"> <thead> <tr> <th>所属警察署</th> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">佐賀県佐賀南警察署</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸富〃</td> <td>〃 諸富町大字為重</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>〃 伊万里警察署</td> <td>伊万里中央交番</td> <td>略</td> <td>伊万里市のうち、伊万里町甲、伊万里町乙、新天町(新田川右岸)、二里町(大里甲、八谷搦)、脇田町、立花町(西円蔵寺、東円蔵寺)</td> </tr> </tbody> </table>	所属警察署	名称	位置	所管区	佐賀県佐賀南警察署	略			諸富〃	〃 諸富町大字為重	略	略				〃 伊万里警察署	伊万里中央交番	略	伊万里市のうち、伊万里町甲、伊万里町乙、新天町(新田川右岸)、二里町(大里甲、八谷搦)、脇田町、立花町(西円蔵寺、東円蔵寺)
所属警察署	名称	位置	所管区																																				
佐賀県佐賀南警察署	略																																						
	諸富〃	〃 諸富町大字諸富津	略																																				
略																																							
〃 伊万里警察署	伊万里中央交番	略	伊万里市のうち、伊万里町甲、伊万里町乙、新天町(新田川右岸)、二里町(大里甲、八谷搦)、脇田町(栄町、陣内、弁天団地)、立																																				
所属警察署	名称	位置	所管区																																				
佐賀県佐賀南警察署	略																																						
	諸富〃	〃 諸富町大字為重	略																																				
略																																							
〃 伊万里警察署	伊万里中央交番	略	伊万里市のうち、伊万里町甲、伊万里町乙、新天町(新田川右岸)、二里町(大里甲、八谷搦)、脇田町、立花町(西円蔵寺、東円蔵寺)																																				

改正前				改正後			
			花町（西円蔵寺、東円蔵寺の国道202号線以北）、大坪町（ <u>六仙寺を除く。</u> ）				の国道202号線以北）、大坪町、 <u>松島町、木須町（東）</u>
	立花台〃	略	伊万里市のうち、新天町（新田川右岸を除く。）、立花町（西円蔵寺、東円蔵寺の国道202号線以北を除く。）、 <u>大坪町（六仙寺）</u> 、大川内町（南ヶ丘）		立花台〃	略	伊万里市のうち、新天町（新田川右岸を除く。）、立花町（西円蔵寺、東円蔵寺の国道202号線以北を除く。）、大川内町（南ヶ丘）
略				略			
2 警察官駐在所				2 警察官駐在所			
所属警察署	名称	位置	所管区	所属警察署	名称	位置	所管区
略				略			
〃 伊万里警察署	略			〃 伊万里警察署	略		
	南波多〃	略			南波多〃	略	
	<u>松島〃</u>	<u>〃 松島町</u>	伊万里市のうち、 <u>松島町、木須町（東）、脇田町（栄町、陣内、弁天団地を除く。）</u>				
	瀬戸〃	略			瀬戸〃	略	
略				略			
3～5 略				3～5 略			
別表第3（第40条関係）				別表第3（第40条関係）			

改正前			改正後		
所属警察署	名称	位置	所属警察署	名称	位置
佐賀南警察署	略	佐賀市諸富町大字諸富津	佐賀南警察署	略	佐賀市諸富町大字為重
略			略		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。